

指 名 停 止 等 一 覧 表

業者名	本社所在地	指名停止期間	該当事項	指名停止の理由
株式会社金山組	兵庫県尼崎市武庫之 荘3-8-6	令和7年1月21日 ～ 令和7年4月20 日(3ヵ月)	別表第2第3号イ(贈賄)	株式会社金山組の代表取締役が、阪神水道企業団発注の浄水場内の工事において、非公開の入札情報を教えてもらった見返りとして現金20万円を同企業団の主査に渡したことから、令和6年11月13日、兵庫県警察に贈賄の容疑で逮捕された。 このことが、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2第3号イ(贈賄)に該当し、契約相手方として不適当であると認められるため。
角谷産業株式会社	和歌山県和歌山市加 納460-6	令和7年2月22日 ～ 令和7年3月21 日(1ヵ月)	別表第2第13号(建設業法 違反行為)	角谷産業株式会社は、和歌山市が発注した土木一式工事(楠見66号線道路改良工事その4)において、特定建設業者以外の建設業を営む者と4,500万円以上となる下請契約を締結したことに関し、建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第1項第7号に該当するとして、和歌山県から令和6年12月11日付けで、同法第28条第1項の規定に基づく指示処分を受けた。 このことが、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当し、契約相手方として不適当であると認められるため。

注：該当事項の欄には、「工事請負契約指名停止等措置要領」(昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通達)に定める別表第1及び第2に掲げる措置要件又は「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領」(平成10年1月14日付け9林野政第890号林野庁長官通達)の別表に掲げる措置要件のうち該当するものを記載する。